

別紙

○農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件</p> <p>1 基幹事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 盛土緊急対策事業</p> <p>① <u>盛土による災害防止のための調査事業</u> 別紙12-1に定めるところにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のために必要な調査を行う事業をいう。</p> <p>② 盛土緊急対策事業 別紙12-2に定めるところにより、「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」により確認された危険が想定される盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等を行う事業をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 助成 実施要綱第4の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに別紙1-1から別紙12-2までに定めるものとする。</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>第7 監督等 実施要綱第7の2の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、別紙1-1から別紙12-2に定めるとおりとする。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件</p> <p>1 基幹事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 盛土緊急対策事業 (新設)</p> <p>① 盛土緊急対策事業 別紙12に定めるところにより、「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」により確認された危険が想定される盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等を行う事業をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 助成 実施要綱第4の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに別紙1-1から別紙12までに定めるものとする。</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>第7 監督等 実施要綱第7の2の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、別紙1-1から別紙12に定めるとおりとする。</p>

改 正 後	現 行																
別記参考様式第1号～第3号 (略)	別記参考様式第1号～第3号 (略)																
<p>別紙一覧表</p> <table border="1"> <tr> <td>別紙1-1～別紙11</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>別紙12-1</u></td> <td><u>盛土による災害防止のための調査事業に係る運用</u></td> </tr> <tr> <td><u>別紙12-2</u></td> <td>盛土緊急対策事業に係る運用</td> </tr> <tr> <td>別紙13</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	別紙1-1～別紙11	(略)	<u>別紙12-1</u>	<u>盛土による災害防止のための調査事業に係る運用</u>	<u>別紙12-2</u>	盛土緊急対策事業に係る運用	別紙13	(略)	<p>別紙一覧表</p> <table border="1"> <tr> <td>別紙1-1～別紙11</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td><u>別紙12</u></td> <td>盛土緊急対策事業に係る運用</td> </tr> <tr> <td>別紙13</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	別紙1-1～別紙11	(略)	(新設)	(新設)	<u>別紙12</u>	盛土緊急対策事業に係る運用	別紙13	(略)
別紙1-1～別紙11	(略)																
<u>別紙12-1</u>	<u>盛土による災害防止のための調査事業に係る運用</u>																
<u>別紙12-2</u>	盛土緊急対策事業に係る運用																
別紙13	(略)																
別紙1-1～別紙11	(略)																
(新設)	(新設)																
<u>別紙12</u>	盛土緊急対策事業に係る運用																
別紙13	(略)																
別紙1-1～別紙2 (略)	別紙1-1～別紙2 (略)																
<p>別紙3-1 (農地防災に係る運用) 第1・第2 (略)</p> <p>運用1 (農地防災事業)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の実施 1～5 (略)</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2(第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。)に基づき本事業を行おうとする者は、<u>緊急防災工事計画</u>を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。)」を準用するものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>別紙様式第1号～第14号 (略)</p>	<p>別紙3-1 (農地防災に係る運用) 第1・第2 (略)</p> <p>運用1 (農地防災事業)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の実施 1～5 (略)</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2(第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。)に基づき本事業を行おうとする者は、<u>緊急耐震工事計画</u>を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。)」を準用するものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>別紙様式第1号～第14号 (略)</p>																
別紙3-2～別紙5 (略)	別紙3-2～別紙5 (略)																

改 正 後	現 行
<p>別紙6（森林整備事業に係る運用）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業内容 （略） 1～4 （略） 5 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修、<u>更新、集約化等</u>を実施する。 6・7 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 事業区分、事業内容等 （略） 1～4 （略） 5 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修、<u>更新、集約化等</u>を実施する。 (1) 事業内容 ア （略） イ 保全整備 5の(1)のアに規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計、<u>施設の補修、更新等</u>を実施。 <u>ウ 施設集約化（撤去）</u> <u>第5の4に規定する施設集約化計画に基づく、既設林道における施設の集約化に伴うトンネル、橋梁等の林道施設の撤去を実施。</u> (2) 事業対象の範囲 <u>ア 個別施設計画を策定するための点検診断並びに個別施設計画等に基づき実施される点検診断、補修、更新、集約化等とする。</u> <u>イ 施設集約化（撤去）については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。</u> <u>(ア) 林道施設の集約化に伴って実施する林道施設の撤去であること。</u> <u>(イ) 民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）に規定する林道台帳に登載された林道における林道施設であること。</u> <u>(ウ) 撤去対象の林道施設を含む林道又は集約先の林道施設を含む林道におい</u></p>	<p>別紙6（森林整備事業に係る運用）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業内容 （略） 1～4 （略） 5 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修<u>及び更新等</u>を実施する。 6・7 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 事業区分、事業内容等 （略） 1～4 （略） 5 林道点検診断・保全整備事業 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修<u>及び更新等</u>を実施する。 (1) 事業内容 ア （略） イ 保全整備 5の(1)のアに規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計施設の補修<u>及び更新等</u>を実施。 (新設) (2) 事業対象の範囲 個別施設計画を策定するための点検診断並びに個別施設計画等に基づき実施される点検診断、<u>補及び更新等</u>とする。 (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>て、林道施設の機能の集約化を目的とした林道の開設又は改良を併せて実施すること。</u></p> <p><u>(エ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 事業規模等 1箇所当たりの事業費は40万円以上、900万円未満とする。ただし、点検診断<u>及び施設集約化（撤去）</u>についてはこの限りではない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第5 事業計画等 1～3 (略)</p> <p><u>4 施設集約化計画の作成等</u></p> <p><u>(1) 第4の5の(1)のウについて交付を受けようとする者は、あらかじめ当該交付を受けようとする施設集約化における撤去施設及び集約先施設の概要等を記載した計画（以下「施設集約化計画」という。）を作成し、都道府県知事に別記様式第5号により提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 都道府県知事は、(1)により提出のあった施設集約化計画に記載された内容が施設集約化（撤去）の事業内容、事業主体及び事業規模等となっていることを確認し、当該事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該施設集約化計画を提出した者に対する指導を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 施設集約化計画の作成に当たっては、別記様式第6号及び以下によるものとする。</u></p> <p><u>ア 施設集約化計画の計画期間は、施設集約化に伴って実施する林道施設の撤去の実施予定年度を少なくとも含むものとする。</u></p> <p><u>イ 施設集約化計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 撤去施設の機能等が他の施設に集約されることが分かる施設集約化計画の概要</u></p> <p><u>(イ) 事業により撤去する林道施設（ずい道、橋りょう等）の概要</u></p> <p><u>(ウ) 施設集約化を目的とした撤去に併せて開設、改良する林道施設等の概要</u></p> <p><u>(エ) その他必要な事項</u></p> <p><u>エ 施設集約化計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>第6～第10 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 事業規模等 1箇所当たりの事業費は40万円以上、900万円未満とする。ただし、点検診断についてはこの限りではない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第5 事業計画等 1～3 (略) (新設)</p> <p>第6～第10 (略)</p>

改正後

別記様式第1号

都道府県	
計画期間	

〇〇（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画

1 森林基盤整備事業（森林整備事業）の基本方針・目標

2 事業主体及び事業計画地の現況

3 事業量

（単位：ha, m, 個）

事業内容	事業名	育成林整備事業	共生環境整備事業		機能回復整備事業	林道改良事業	林道点検診断・保全整備事業	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	山のみち地域づくり交付金事業	備考
			森林空間総合整備事業	緑の森整備事業						
人工造林、樹下植栽等										
間伐等										
花粉発生源植替え										
森林作業道整備										
その他保育										
施設等										
合計										
森林基幹道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林管理道開設	路線数									
	事業量(m)									
林業専用道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林施業道開設	路線数									
	事業量(m)									
林道改良	路線数									
	箇所数									
（うち舗装）	路線数									
	事業量(m)									
点検診断	路線数									
	箇所数									
保全整備	路線数									
	箇所数									
施設集約化（撤去）	路線数									
	箇所数									
接続路整備	路線数									
	箇所数									
林業施設用地整備	箇所数									
	箇所数									
森林作業道開設	路線数									
	事業量(m)									
地域創造型整備	路線数									
	事業量(m)									

- （注）1 共生環境整備事業の施設は、「施設等」の欄に列挙すること
 2 「間伐等」には、間伐、除伐、保育間伐、更新伐を含む。
 3 地域創造型整備については、備考欄に内容の詳細を記載し、その内容に応じた事業量を記載すること。

現行

別記様式第1号

都道府県	
計画期間	

〇〇（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画

1 森林基盤整備事業（森林整備事業）の基本方針・目標

2 事業主体及び事業計画地の現況

3 事業量

（単位：ha, m, 個）

事業内容	事業名	育成林整備事業	共生環境整備事業		機能回復整備事業	林道改良事業	林道点検診断・保全整備事業	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	山のみち地域づくり交付金事業	備考
			森林空間総合整備事業	緑の森整備事業						
人工造林、樹下植栽等										
間伐等										
花粉発生源植替え										
森林作業道整備										
その他保育										
施設等										
合計										
森林基幹道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林管理道開設	路線数									
	事業量(m)									
林業専用道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林施業道開設	路線数									
	事業量(m)									
林道改良	路線数									
	箇所数									
（うち舗装）	路線数									
	事業量(m)									
点検診断	路線数									
	箇所数									
保全整備	路線数									
	箇所数									
（新設）	（新設）									
	（新設）									
接続路整備	路線数									
	箇所数									
林業施設用地整備	箇所数									
	箇所数									
森林作業道開設	路線数									
	事業量(m)									
地域創造型整備	路線数									
	事業量(m)									

- （注）1 共生環境整備事業の施設は、「施設等」の欄に列挙すること
 2 「間伐等」には、間伐、除伐、保育間伐、更新伐を含む。
 3 地域創造型整備については、備考欄に内容の詳細を記載し、その内容に応じた事業量を記載すること。

改 正 後	現 行
<p>別記様式第2号～第4号 (略)</p> <p><u>別記様式第5号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>番 号</u> <u>年 月 日</u></p> <p><u>都道府県知事 殿</u></p> <p style="text-align: right;"><u>市町村長</u></p> <p><u>施設集約化計画の提出について</u></p> <p><u>農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の4に基づき、施設集約化計画を下記のとおり提出します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>1 施設集約化計画</u> <u>2 参考資料</u></p> <p><u>(注) 施設集約化計画書の様式は、別記様式第6号による。</u></p>	<p>別記様式第2号～第4号 (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後

現 行

別記様式第6号

施設集約化計画 概要表

策定年月日	年 月 日	市町村名	作成者
施設集約化（撤去）の概要			
撤去施設の概要			
林道台帳索引番号	路線名	管理者	
個別施設整理番号	施設名	施設所有者	
所在地			
現況、利用状況等			
撤去事業費			
集約先施設の概要			
林道台帳索引番号	路線名	管理者	
個別施設整理番号	施設名	施設所有者	
所在地			
その他必要な事項			

施設集約化計画 一般計画図

一般計画図	位置図
S = 1 : 〇〇〇	
凡 例	
撤去施設 (○●橋梁)	
撤去施設 (○●橋梁)	
集約先施設 (○●橋梁)	

※ 撤去施設及び集約先施設の存する名を記市町村名を記載すること。

改 正 後			現 行		
別紙7（治山事業に係る運用）			別紙7（治山事業に係る運用）		
第1（略）			第1（略）		
第2 事業内容 （略）			第2 事業内容 （略）		
1～4（略）			1～4（略）		
5 事業メニュー及び実施要件 （略）			5 事業メニュー及び実施要件 （略）		
区分	事業名	内容及び実施要件	区分	事業名	内容及び実施要件
1 治山 事業	(1)予防治山	<p>地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防（治山施設の新設と併せて実施する、既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策、治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの（以下この別紙において「流木防止総合対策」という。）、里山等の人家周辺にあつて、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保全効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備（以下この別紙において「里山等保安林機能強化対策」という。）並びに火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林の造成等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「火山噴火緊急減災対策」という。）並びに激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「激甚災害緊急減災対策」という。）を含む。）、南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備（以下この別紙において「津波避難機能施設の整備」という。）並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の指定及び見直し（<u>見直しを実施しようとする年度から起算して1年以内に、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、大雨警報のいずれかの対象とされ、又は震度5弱以上の地震を観測した地域においては、山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の範囲外であっても見直しの対象として含む。</u>）に必要な調査（以下この別紙において「山地災害危険地区等の調査」という。）</p>	1 治山 事業	(1)予防治山	<p>地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防（治山施設の新設と併せて実施する、既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化及び老朽化対策、治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするもの（以下この別紙において「流木防止総合対策」という。）、里山等の人家周辺にあつて、治山施設の設置と併せて実施するこれら施設と一体的な水土保全効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備（以下この別紙において「里山等保安林機能強化対策」という。）並びに火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林の造成等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「火山噴火緊急減災対策」という。）並びに激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置（以下この別紙において「激甚災害緊急減災対策」という。）を含む。）、南海トラフ地震等が発生した場合に山地災害及び津波の発生が懸念されると認められる地域において行う避難経路としての機能を持つ歩道等施設の整備（以下この別紙において「津波避難機能施設の整備」という。）並びに山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の指定及び見直しに必要な調査（以下この別紙において「山地災害危険地区等の調査」という。）</p>

改 正 後		現 行	
	(略)		(略)
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)
(3)機能強化・老朽化対策	<p>既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策（機能強化対策又は老朽化対策に必要な点検診断（以下この別紙において「点検診断」という。）及び機能強化対策又は老朽化対策に必要な概成した地すべり防止事業地において行う地下水位変化等の調査（以下この別紙において「地下水位変化等の調査」という。））、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。）及び老朽化対策（点検診断、地下水位変化等の調査を含む。）</p> <p>次の1から3までの全て¹の条件を満たすものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の1から4までの条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1、2、3、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1、2、3及び7の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1、2、3及び8の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合²にあつては、2及び9の条件を満たすものとする。）。</p> <p>1 山地災害危険地区等に指定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であつて、かつ、保全対象の被災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるものを除く。））、人家等10戸以上の集落等（人家等が5戸以上10戸未満であつて、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。）に直接被害を与えるおそれのあるもの</p> <p>2 個別施設計画が策定されている治山施設であるもの</p> <p>3 全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）</p> <p>4 次の(1)から(6)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し必要な措置を実施するもの</p> <p>(1) 流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画（治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定</p> <p>(2) 治山施設の設置</p> <p>(3) 荒廃森林の整備</p>	<p>(3)機能強化・老朽化対策</p> <p>既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う機能強化対策（機能強化対策又は老朽化対策に必要な点検診断（以下この別紙において「点検診断」という。））、及び機能強化対策又は老朽化対策に必要な概成した地すべり防止事業地において行う地下水位変化等の調査（以下この別紙において「地下水位変化等の調査」）、流木防止総合対策、里山等保安林機能強化対策、火山噴火緊急減災対策及び激甚災害緊急減災対策に係るものを含む。）及び老朽化対策（点検診断、地下水位変化等の調査を含む。）</p> <p>次の1及び2¹の条件を満たすものとする（ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までの条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1、2、4及び5の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1、2及び6の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1、2及び7の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合²にあつては、8の条件を満たすものとする。）。</p> <p>1 山地災害危険地区等に指定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であつて、かつ、保全対象の被災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）に被害を及ぼすおそれのあるものを除く。））、人家等10戸以上の集落等（人家等が5戸以上10戸未満であつて、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。）に直接被害を与えるおそれのあるもの</p> <p>(新設)</p> <p>2 全体計画の工事規模が3千万円以上のもの（山地災害危険地区等に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）</p> <p>3 次の(1)から(6)までのうち、今後の降雨等による流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し必要な措置を実施するもの</p> <p>(1) 流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画（治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定</p> <p>(2) 治山施設の設置</p> <p>(3) 荒廃森林の整備</p>	

改 正 後		現 行	
	<p>(4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備</p> <p>(5) 上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する溪流沿い（上流側、下流側ともに、(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域）に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。）</p> <p>(6) (3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。）</p> <p><u>5</u> 治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの</p> <p><u>6</u> 人家等10戸以上を保護するもの（人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上に該当すると認められるものを含む。）</p> <p><u>7</u> 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの</p> <p>(1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定</p> <p>(2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</p> <p>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</p> <p>(4) 治山施設の設置</p> <p>(5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等 ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。</p> <p><u>8</u> 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの。</p> <p>(1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査</p> <p>(2) 既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</p> <p>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</p> <p><u>9</u> 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当</p>		<p>(4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備</p> <p>(5) 上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する溪流沿い（上流側、下流側ともに、(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域）に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。）</p> <p>(6) (3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化の措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。）</p> <p><u>4</u> 治山施設の効果区域内に存する保安林であり、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させるおそれがあるもの</p> <p><u>5</u> 人家等10戸以上を保護するもの（人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上に該当すると認められるものを含む。）</p> <p><u>6</u> 次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの</p> <p>(1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定</p> <p>(2) 治山施設設置予定箇所と同一溪流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</p> <p>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</p> <p>(4) 治山施設の設置</p> <p>(5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等 ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置より前の異なる年度において(2)又は(3)の緊急対策を実施することができる。</p> <p><u>7</u> 激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの。</p> <p>(1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査</p> <p>(2) 既存治山施設の排土や溪流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置</p> <p>(3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置</p> <p><u>8</u> 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当</p>

改 正 後			現 行		
		するものとする。 (1) 1級河川上流で行うもの (2) 2級河川上流で行うもの (3) その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 イ 主要公共施設の保護 ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護 (4) 年度計画の工事規模が200万円以上のもの <u>（点検診断又は地下水変化等の調査のみで上記工事規模を満たす場合も含む。）</u>			するものとする。 (1) 1級河川上流で行うもの (2) 2級河川上流で行うもの (3) その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 イ 主要公共施設の保護 ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護 (4) 年度計画の工事規模が200万円以上のもの
	(4)～(8) (略)	(略)		(4)～(8) (略)	(略)
6～8 (略)			6～8 (略)		
第3～第8 (略)			第3～第8 (略)		
別記様式様式1～様式6 (略)			別記様式様式1～様式6 (略)		

改正後			現行		
別紙8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）			別紙8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）		
第1（略）			第1（略）		
第2 事業内容			第2 事業内容		
1（略）			1（略）		
(1)～(3)（略）			(1)～(3)（略）		
2 事業メニュー			2 事業メニュー		
(1)（略）			(1)（略）		
区分	事業名	内容及び実施要件	区分	事業名	内容及び実施要件
1 地域 水産物 供給基 盤整備	(1)・(2)（略）	(略)	1 地域 水産物 供給基 盤整備	(1)・(2)（略）	(略)
	(3) 係留施設整備	(ア)（略） (イ) 岸壁、物揚場、栈橋及び浮栈橋には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、防雪設備、防暑設備、 電力供給設備 、階段、はしご、防護柵、排水溝に附属する沈砂池又はスクリーン等を設置することができる。		(3) 係留施設整備	(ア)（略） (イ) 岸壁、物揚場、栈橋及び浮栈橋には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、防雪設備、防暑設備、階段、はしご、防護柵、排水溝に附属する沈砂池又はスクリーン等を設置することができる。
	(4) 輸送施設整備	(ア)～(ウ)（略） (エ) 道路、駐車場及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。 また、利用上必要と認められる場合に限り、電力供給設備を設置することができる。 (オ) 漁獲物の 水揚げから荷さばき所での選別・氷詰め・せり・出荷といった工程を総合的に衛生管理していく必要から荷さばき施設に隣接する範囲に限り、防暑設備を設置することができる。		(4) 輸送施設整備	(ア)～(ウ)（略） (エ) 道路、駐車場及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。 また、 水揚げから荷さばき所での選別・氷詰め・せり・出荷といった工程を総合的に衛生管理していく必要から荷さばき施設に隣接する範囲に限り、防暑設備を設置することができる。 出
(5) 漁港施設用地整備	(ア)～(ウ)（略） (エ) 漁港施設用地の附属設備は排水設備、境界標識及び法面保護のための設備、 浸水対策としての胸壁 等とし、用地の保全上又は管理上必要な設備を設置することができる。また、利用上必	(5) 漁港施設用地整備	(ア)～(ウ)（略） (エ) 漁港施設用地の附属設備は排水設備、境界標識及び法面保護のための設備等とし、用地の保全上又は管理上必要な設備を設置することができる。また、利用上必要と認められる場合に		

改 正 後			現 行		
		<p>要と認められる場合に限り、防風設備 <u>及び電力供給設備</u> を設置することができる。</p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 用地の地盤改良については、原則として交付金の交付対象外とする。<u>なお、防災上必要と認められる場合に限り、用地のかさ上げを行うことができる。</u></p> <p>(ク) (略)</p>			<p>限り、防風設備を設置することができる。</p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 用地の地盤改良については、原則として交付金の交付対象外とする。</p> <p>(ク) (略)</p>
	(6)～(9) (略)	(略)		(6)～(9) (略)	(略)
2 水域環境保全創造	(1)・(2) (略)	(略)	2 水域環境保全創造	(1)・(2) (略)	(略)
3 漁港関連道整備	(1)・(2) (略)	(略)	3 漁港関連道整備	(1)・(2) (略)	(略)
<p>(2) 共通事項</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p><u>(コ) 整備に当たっては、水産資源管理の取組との連携や維持管理における環境負荷の削減(再生可能エネルギーの導入)などを通じて持続可能な水産物の生産体制の構築を図ることとし、その具体的内容について、第3の1の事業計画書に盛り込むものとする。</u></p> <p><u>(サ) 着底基質の設置に当たっては、効果発現に向けたソフト施策と連携するものに限る。</u></p>			<p>(2) 共通事項</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		
3 事業主体 (略)			3 事業主体 (略)		
4 対象地区			4 対象地区		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 水域環境保全創造事業の対象地区			(2) 水域環境保全創造事業の対象地区		
以下の <u>全て</u> の要件を満たす地区とする。			以下の <u>すべて</u> の要件を満たす地区とする。		
ア 計画事業費が一事業につき5千万円以上(市町村、漁業協同組合等が行う事業は、1千万円以上)のもの。ただし、2の区分2の <u>(1)の(ウ)</u> については、計画事業費3億円を超えるもの。			ア 計画事業費が一事業につき5千万円以上(市町村、漁業協同組合等が行う事業は、1千万円以上)のもの。ただし、2の区分2の <u>(ウ)</u> については、計画事業費3億円を超えるもの。		
イ・ウ (略)			イ・ウ (略)		
(3) (略)			(3) (略)		
第3～第7 (略)			第3～第7 (略)		

改 正 後	現 行
別記参考様式別紙 8 第 1 号～第 4 号 (略)	別記参考様式別紙 8 第 1 号～第 4 号 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙9（漁場保全の森づくり事業に係る運用）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業内容 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 森林の整備事業等 第2に定める森林の整備事業とは、以下に掲げる事業とする。 (1)（略）</p> <p>(2) 保安施設事業であって、別紙7 治山事業に係る運用（以下この別紙において「治山事業運用」という。）の第2の5に規定する予防治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）並びに民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知）第2に規定する復旧治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）、<u>流域保全総合治山事業</u>、保安林改良事業及び防災林造成事業に準じて実施する事業</p> <p>第3～第8 （略）</p>	<p>別紙9（漁場保全の森づくり事業に係る運用）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業内容 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 森林の整備事業等 第2に定める森林の整備事業とは、以下に掲げる事業とする。 (1)（略）</p> <p>(2) 保安施設事業であって、別紙7 治山事業に係る運用（以下この別紙において「治山事業運用」という。）の第2の5に規定する予防治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）並びに民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知）第2に規定する復旧治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）、<u>奥地保安林保全緊急対策事業</u>、保安林改良事業及び防災林造成事業に準じて実施する事業</p> <p>第3～第8 （略）</p>
<p>[別紙様式第1号]・[別記様式第2号] （略）</p>	<p>[別紙様式第1号]・[別記様式第2号] （略）</p>

改 正 後				現 行			
別紙 10 (漁港漁村環境整備事業に係る運用)				別紙 10 (漁港漁村環境整備事業に係る運用)			
第 1 (略)				第 1 (略)			
第 2 事業内容				第 2 事業内容			
1 事業の内容				1 事業の内容			
(1) ~ (3) (略)				(1) ~ (3) (略)			
2 事業メニュー				2 事業メニュー			
(1) (略)				(1) (略)			
事業名	区分	事業名	内容及び実施要件	事業名	区分	事業名	内容及び実施要件
漁港環境整備事業	1 漁港環境整備	(1) ~ (5) (略)	(略)	漁港環境整備事業	1 漁港環境整備	(1) ~ (5) (略)	(略)
漁業集落環境整備事業	2 衛生関連施設整備	(1) ~ (5) (略)	(略)	漁業集落環境整備事業	2 衛生関連施設整備	(1) ~ (5) (略)	(略)
	3 防災関連施設整備	(1) 漁業集落道整備	<p>(ア) <u>漁業活動等及び漁港の利用の増進を図るために行う道路の整備にあつては、漁業者が漁獲物又は資材の運搬等に必要なものであり、かつ、多くの漁業者が利用できる公共性の高いものとする。</u></p> <p>(イ) <u>防災安全の確保を図るために行う道路の整備にあつては、災害時において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路となる漁業集落道(地域防災計画等において定められたもの。)とする。また、地震防災対策の強化を図るために整備する場合にあつては、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領(平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官通知)に</u></p>		3 防災関連施設整備	(1) 漁業集落道整備	<p>(ア) <u>対象となる道路は、災害時において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路となる漁業集落道(地域防災計画等において定められたもの。)とする。また、地震防災対策の強化を図るために整備する場合にあつては、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領(平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官通知)に</u></p> <p>(イ) <u>漁業活動等及び漁港の利用の増進を図るために行う道路の整備にあつては、漁業者が漁獲物又は資材の運搬等に必要なものであり、かつ、多くの漁業者が利用できる公共性の高いものとする。</u></p>

改 正 後				現 行			
			<u>基づく事業基本計画の承認を受けた地区に限り、当該施設の整備ができるものとする。</u> (ウ)～(オ) (略)				(ウ)～(オ) (略)
		(2)～(6) (略)	(略)			(2)～(6) (略)	(略)
		市町村等事業推進	(略)			市町村等事業推進	(略)
漁村再生 交付金事 業	4～9 (略)	(略)	(略)	漁村再生 交付金事 業	4～9 (略)	(略)	(略)
		市町村等事業推進	(略)			市町村等事業推進	(略)
		(2) (略)				(2) (略)	
		3 (略)				3 (略)	
第3 事業の対象				第3 事業の対象			
1 漁港環境整備事業 (略)				1 漁港環境整備事業 (略)			
(1)～(6) (略)				(1)～(6) (略)			
2 漁業集落環境整備事業				2 漁業集落環境整備事業			
(1) (略)				(1) (略)			
ア・イ (略)				ア・イ (略)			
ウ 第2の1の(2)の <u>イの(ア)、(ウ)及び(オ)</u> のみを整備する場合には、 漁港背後に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。				ウ 第2の1の(2)の <u>イに掲げる防災関連施設</u> のみを整備する場合には、漁港 背後に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。			
(ア)～(ウ) (略)				(ア)～(ウ) (略)			
(削る。)				<u>(エ) 過去に発生した地震で特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けたことがある、又は今後、地震で著しい被害が生じるおそれがある地域であって、(ア)から(ウ)までのいずれかの地域指定基準を満たし防災対策を推進する必要がある地域に立地する集落</u>			
エ (略)				エ (略)			
(2) 対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備 <u>並びに(1)のウの(イ)又は(ウ)の集落のうち(1)のアを満たす漁業集落において津波から避難するための漁業集落道、緑地・広場施設及び用地整備</u> については、100人以上5,000人以下)の規模であることとする。				(2) 対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備 については、100人以上5,000人以下)の規模であることとする。			
ただし、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が50人以上 5,000人以下の規模の漁業集落であること。				ただし、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が50人以上 5,000人以下の規模の漁業集落であること。			
ア～オ (略)				ア～オ (略)			
(3)～(8) (略)				(3)～(8) (略)			
3 (略)				3 (略)			

改 正 後	現 行
第 4 ～ 第 8 (略)	第 4 ～ 第 8 (略)
(別記参考様式別紙 10 第 1 号) ～ (別記参考様式別紙 10 第 9 号) (略)	(別記参考様式別紙 10 第 1 号) ～ (別記参考様式別紙 10 第 9 号) (略)

改 正 後			現 行		
別紙 1 1 (海岸保全施設整備事業に係る運用)			別紙 1 1 (海岸保全施設整備事業に係る運用)		
第 1 (略)			第 1 (略)		
第 2 事業内容			第 2 事業内容		
1 (略)			1 (略)		
2 実施主体			2 実施主体		
高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者、海岸環境整備については都道府県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。			高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、 <u>海岸堤防等老朽化対策</u> 、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者、海岸環境整備については都道府県又は市町村（以下この別紙において「地方公共団体」という。）とする。		
3 事業の内容			3 事業の内容		
農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に並び、それぞれ内容の欄に定められたものとする。			農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に並び、それぞれ内容の欄に定められたものとする。		
区分	工 種	内 容	区分	工 種	内 容
1 海 岸 保 全 施 設 整 備	(1)高潮対策	(略)	1 海 岸 保 全 施 設 整 備	(1)高潮対策	(略)
	(2)侵食対策	(略)		(2)侵食対策	(略)
	(3)海岸耐震対策	(略)		(3)海岸耐震対策	(略)
	(削る。)	(削る。)		(4)海岸堤防等老朽化対策	<u>海岸堤防等海岸保全施設の中には築造後相当な年月が経過しているものが多く、部材の経年変化、波力等の影響による損傷や機能低下が進行しているとともに、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による被害等の発生が懸念され、これらへの対応が喫緊の課題となっている。このため、以下の対策を講じることにより、予防保全型の維持管理を導入し、必要な防護機能を確保し、施設の長寿命化を図りつつ、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進することを通じて、海岸保全施設の機能の強化（海岸法第 27 条第 1 項に定める新設又は改良に関する工事による機能の強化をいう。以下この別紙において同じ。）又は回復（当該機能の強化と一体的に行うことが適当と認められる補修による機能の回復をいう。以下この別紙において同じ。）を図り、もって人命</u>

改 正 後			現 行		
					<p>や資産を防護するとともに、維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用を平準化する。</p> <p>(1) <u>長寿命化計画の変更</u></p> <p>① <u>海岸保全施設の機能診断</u></p> <p>② <u>長寿命化計画の変更</u></p> <p>(2) <u>老朽化対策</u></p> <p>① <u>海岸保全施設の老朽化調査</u></p> <p>② <u>①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定</u></p> <p>③ <u>②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）</u></p>
2	津波・高潮危機管理対策	<p>津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行う。</p> <p>また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。（第3の2の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(10)を対象とする。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）</p> <p>ただし、(3) <u>（ソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2を除く。）</u>の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。</p> <p>※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区</p>	2	津波・高潮危機管理対策	<p>津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行う。</p> <p>また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。（第3の2の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(10)を対象とする。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>津波・高潮ハザードマップの作成支援</u>（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査）</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）</p> <p>ただし、(3)の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。</p>

改 正 後			現 行																						
		域、災害危険区域 ※2：ハザードマップ作成支援を含む。																							
3	海岸環境整備	(略)	3	海岸環境整備	(略)																				
4	市町村等事業推進	(略)	4	市町村等事業推進	(略)																				
<p>4 事業計画</p> <p>事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工 種</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 海岸保全施設 整備</td> <td>(1)高潮対策 (2)侵食対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)海岸耐震対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td>(削る。)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	工 種	内 容	1 海岸保全施設 整備	(1)高潮対策 (2)侵食対策	(略)	(3)海岸耐震対策	(略)	(削る。)	(削る。)	<p>4 事業計画</p> <p>事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工 種</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 海岸保全施設 整備</td> <td>(1)高潮対策 (2)侵食対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)海岸耐震対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4)海岸堤防等老朽化対策</td> <td> <u>海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。</u> ① 海岸の概要 ② 施設管理の現状 ③ 事業の概要 ④ 計画の内訳 ⑤ 老朽化対策の基本的な考え方 ⑥ 成果目標 ⑦ 維持管理の基本的な考え方 </td> </tr> </tbody> </table>			区分	工 種	内 容	1 海岸保全施設 整備	(1)高潮対策 (2)侵食対策	(略)	(3)海岸耐震対策	(略)	(4)海岸堤防等老朽化対策	<u>海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。</u> ① 海岸の概要 ② 施設管理の現状 ③ 事業の概要 ④ 計画の内訳 ⑤ 老朽化対策の基本的な考え方 ⑥ 成果目標 ⑦ 維持管理の基本的な考え方
区分	工 種	内 容																							
1 海岸保全施設 整備	(1)高潮対策 (2)侵食対策	(略)																							
	(3)海岸耐震対策	(略)																							
	(削る。)	(削る。)																							
区分	工 種	内 容																							
1 海岸保全施設 整備	(1)高潮対策 (2)侵食対策	(略)																							
	(3)海岸耐震対策	(略)																							
	(4)海岸堤防等老朽化対策	<u>海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。</u> ① 海岸の概要 ② 施設管理の現状 ③ 事業の概要 ④ 計画の内訳 ⑤ 老朽化対策の基本的な考え方 ⑥ 成果目標 ⑦ 維持管理の基本的な考え方																							

改 正 後			現 行		
2 津波・高潮危 機管理対策	津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、 <u>津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援</u> を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項	2 津波・高潮危 機管理対策	津波・高潮危機管理対策	⑧ <u>その他参考となる事項</u> 津波・高潮危機管理対策 <u>緊急</u> 事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援 <u>及び</u> 海岸保全基本計画の変更支援を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項
3 海岸環境整備	海岸環境整備	(略)	3 海岸環境整備	海岸環境整備	(略)

第3 事業の実施

1 事業計画書の提出

海岸管理者又は地方公共団体は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第7に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画書を策定し、農地保全に係るものについては、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙においては同じ。）、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に別記様式第1号により提出するものとする。

- | | | |
|----------------|-------|---------|
| (1) 高潮対策及び侵食対策 | 事業総括表 | 別記様式第2号 |
| | 事業計画書 | 別記様式第3号 |
| (2) 海岸耐震対策 | 事業総括表 | 別記様式第4号 |
| | 事業計画書 | 別記様式第5号 |

(削る。)

- | | | |
|------------------------|-------|-----------------|
| <u>(3) 津波・高潮危機管理対策</u> | 事業総括表 | 別記様式 <u>第6号</u> |
| | 事業総括表 | 別記様式 <u>第7号</u> |

第3 事業の実施

1 事業計画書の提出

海岸管理者又は地方公共団体は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第7に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画書を策定し、農地保全に係るものについては、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙においては同じ。）、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に別記様式第1号により提出するものとする。

- | | | |
|----------------|-------|---------|
| (1) 高潮対策及び侵食対策 | 事業総括表 | 別記様式第2号 |
| | 事業計画書 | 別記様式第3号 |
| (2) 海岸耐震対策 | 事業総括表 | 別記様式第4号 |
| | 事業計画書 | 別記様式第5号 |

- | | | |
|-----------------------|--------------|----------------|
| <u>(3) 海岸堤防等老朽化対策</u> | <u>事業総括表</u> | <u>別記様式第6号</u> |
| | <u>事業計画書</u> | <u>別記様式第7号</u> |

- | | | |
|------------------------|-------|-----------------|
| <u>(4) 津波・高潮危機管理対策</u> | 事業総括表 | 別記様式 <u>第8号</u> |
|------------------------|-------|-----------------|

改 正 後			現 行		
<u>(4) 海岸環境整備</u> 事業計画書 別記様式 <u>第8号</u>			<u>(5) 海岸環境整備</u> 事業総括表 別記様式 <u>第9号</u> 事業計画書 別記様式 <u>第10号</u>		
2 実施要件 事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。			2 実施要件 事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。		
区分	工 種	内 容	区分	工 種	内 容
1 海岸 保 全 施 設 整 備	(1)高潮対策	(略)	1 海岸 保 全 施 設 整 備	(1)高潮対策	(略)
	(2)侵食対策	(略)		(2)侵食対策	(略)
	(3)海岸耐震対策	(略)		(3)海岸耐震対策	(略)
	(削る。)	(削る。)		<u>(4)海岸堤防等老朽化対策</u>	<u>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、長寿命化計画の変更にあつては、維持管理費用の見通しやコスト削減内容に加え、新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されているものに限る。</u> <u>(1) 長寿命化計画の変更</u> <u>以下の①から③のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>① 既に策定されている長寿命化計画について、以下の事項等を反映させて令和5年度までに変更されるものであること。</u> <u>(ア) 水門・陸閘等の施設の追加</u> <u>(イ) 水門・陸閘等の統廃合の位置づけ</u> <u>② 既に策定されている長寿命化計画について、沖合施設の追加を反映させて、令和7年度までに変更されるものであること。</u> <u>③ 既に策定されている長寿命化計画について、新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置づけて、令和7年度までに変更されるものであること。</u> <u>(2) 老朽化対策</u> <u>以下の①から⑤の要件を満たすこと。</u>

改 正 後			現 行		
					<p>① <u>長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。</u></p> <p>② <u>老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、その機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。</u></p> <p>③ <u>海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画等に基づき、事業実施内容を記載した第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。</u></p> <p>④ <u>事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。</u></p> <p>(7) <u>都道府県が行うもの 5,000万円以上</u></p> <p>(4) <u>市町村が行うもの 2,500万円以上</u></p> <p>⑤ <u>農地の保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家、公共施設等が存在し、引き続き海岸保全区域として保全する必要がある場合においては、上記要件に加え、海岸保全区域適正化計画書(別記様式第14号)を策定すること。</u></p>
2	津波・高潮危機管理対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(8)までに掲げる要件(水門等の整備・運用計画策定支援にあつては、(1)の要件)を満たすものとする。ただし、(6)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(9)に規定する海岸保全基本計画の変更支援に当たってはこの限りではない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、海岸管理者ごと第2の4に規定する事業計画の総事業費のおおむね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。</p>	2	津波・高潮危機管理対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(8)に掲げる要件(水門等の整備・運用計画策定支援にあつては、(1)の要件を満たすものとする。ただし、(9)に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつては、この限りではない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 本事業に要する事業費に関して、ハザードマップ作成支援(耐震調査等)のソフト対策に要する経費は、海岸管理者毎に第</p>

改 正 後			現 行		
			<u>1</u> 海岸保全施設 整備	海岸堤防等老朽化対策	(1) <u>老朽化調査及び老朽化対策計画の策定を行った上で、老朽化対策工事を計画的かつ効率的に実施するものとする。</u> (2) <u>海岸管理者は、策定した老朽化対策計画を農地保全に係るものについては、地方農政局長等、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に提出するものとする。</u> (3) <u>農地保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家、公共施設等が存在し、引き続き海岸保全区域として保全し続ける必要がある場合は、海岸保全区域適正化計画書（別記様式第14号）を策定し、地方農政局長等に別記様式第15号により提出した上で、対策を実施するものとする。</u>
<u>1</u> 海岸環境整備	海岸環境整備 (農地保全に係るものに限る。)	(1) 海岸環境整備により造成された施設の管理は、地方公共団体が行う。 (2) 海岸環境整備により築造された施設のうち海岸保全の効用を兼ねて有する施設については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令第1条に定める海岸として取り扱うこととする。 (3) 第3の2の海岸環境整備(6)の⑤の事業については、地方公共団体は、船の所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方農政局長等に報告するとともに、船の所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。	<u>2</u> 海岸環境整備	海岸環境整備 (農地保全に係るものに限る)	(1) 海岸環境整備により造成された施設の管理は、地方公共団体が行う。 (2) 海岸環境整備により築造された施設のうち海岸保全の効用を兼ねて有する施設については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令第1条に定める海岸として取り扱うこととする。 (3) 第3の2の海岸環境整備(6)の⑤の事業については、地方公共団体は、船の所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方農政局長等に報告するとともに、船の所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

第4 助成
1 助成経費

改正後	現 行																																																						
<p>国は、高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策、海岸環境整備の実施に要する費用について、予算の範囲内において海岸管理者又は都道府県等に対して助成するものとする。ただし、漁港区域に係る市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第2の3の（2）の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料、その他経常的経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の（3）に準じた算定した額を上限とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第5・第6 （略）</p>	<table border="1" data-bbox="1149 188 2085 248"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第4 助成</p> <p>1 助成経費</p> <p>国は、高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、<u>海岸堤防等老朽化対策</u>、津波・高潮危機管理対策、海岸環境整備の実施に要する費用について、予算の範囲内において海岸管理者又は都道府県等に対して助成するものとする。ただし、漁港区域に係る市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第2の3の（2）の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料、その他経常的経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の（3）に準じた算定した額を上限とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第5・第6 （略）</p>																																																						
<p>別記様式第1号～第5号 （略）</p>	<p>別記様式第1号～第5号 （略）</p>																																																						
<p>(削る。)</p>	<p><u>別記様式第6号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>海岸堤防等老朽化対策 事業計画総括表</u></p> <table border="1" data-bbox="1171 882 1944 911"> <tr> <td>都道府県名</td> <td>〇〇県</td> <td>海岸管理者名</td> <td>〇〇県</td> <td>計画期間</td> <td>令和〇年度～令和〇年度</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1171 943 2067 1270"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>施設名</th> <th>実施内容等</th> <th>総事業費(千円)</th> <th>実施予定期間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。</u> <u>なお、本表に記載された海岸は別記様式第7号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。</u> 2 施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。 3 実施内容等欄には、老朽化調査、老朽化対策計画の策定及び老朽化対策工事を簡潔に記載すること。 4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。 5 備考欄には、日常点検等の結果を踏まえた対策の必要性及び既存施設の機能の強化又は回復の別を記載すること。</p>	都道府県名	〇〇県	海岸管理者名	〇〇県	計画期間	令和〇年度～令和〇年度	海岸名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備 考									小 計												小 計												小 計						合 計			
都道府県名	〇〇県	海岸管理者名	〇〇県	計画期間	令和〇年度～令和〇年度																																																		
海岸名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備 考																																																		
		小 計																																																					
		小 計																																																					
		小 計																																																					
		合 計																																																					

改 正 後

(削る。)

現 行

別記様式第7号

〇〇海岸 海岸堤防等老朽化対策 事業計画書

都道府県名		所 管 名		海岸管理者名		海岸保全区域指定		財源負担割合(%)	
沿岸名		事業施行場所		平成 年 月 日告示		国		都道府県 市町村 その他	
部 町		大字 地先							
市 村		社							
海岸の概要		被災歴		海岸背後地区の過水被害防除に係る成果目標				その他の成果目標	
注：海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、老朽化対策に関する現状と種類について、成果目標に関連づけて記述する。		海岸防 護 防 護 防 護 延長率 (m)		人 口 面 積 (人) (ha)				※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。(本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)	
事業の概要		施設管理の現状		農地の状況(注2)				防除区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容及び)を記述する。	
事業の目的、整備の方法等を記述する。		注1							
老朽化対策の基本的な考え方		維持管理の基本的な考え方							
注4		注4							
実施予定期間		計画総事業費		千円		整備予定期間		整備の必要性	
社 区 内 敷		施設名等		実施内容等		事業費(千円)		整備の必要性	
合 計									
関係機関との連携		海岸法第40条2項等							
その他参考となる事項									

※印：海岸保長とは、当該事業により老朽化対策が実施された海岸保長とする。
 ○添付資料 (1)所在地及び位置図 (2)計画平面図(標準断面図、構造図等を添付)
 (3)写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4)海岸保全基本計画等の該当部分の写し
 注1：日常管理の現状について記載する。
 注2：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防除区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(ma)、荒廃農地対策の内容及び)を記載すること。
 注3：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。
 注4：海岸保全基本計画等に位置付けられている老朽化対策の基本的な考え方及び維持管理の基本的な考え方の概要を記載する。

別記様式 第6号

津波・高潮危機管理対策 事業計画総括表

都道府県名	海岸管理者名	計画期間	令和○年度～令和○年度			
海岸名	施設名等	実施内容等	総事業費(千円)		実施予定期	備 考
			ソフト	ハード		
	小 計					
	小 計					
	小 計					
合 計						ソフト費用/総事業費=○%

別記様式 第8号

津波・高潮危機管理対策 事業計画総括表

都道府県名	海岸管理者名	計画期間	令和○年度～令和○年度			
海岸名	施設名等	実施内容等	総事業費(千円)		実施予定期	備 考
			ソフト	ハード		
	小 計					
	小 計					
	小 計					
合 計						ソフト費用/総事業費=○%

改正後	
備考) 1	事業を実施する海岸は、全て記載すること。 なお、本表に記載された海岸は別記様式 <u>第7号</u> により海岸 <u>ごと</u> の事業計画書を作成すること。
2	施設名等には、実施する項目（例えば、護岸破堤防止、 <u>ソフト対策等</u> ）を記載すること。 なお、 <u>ソフト対策</u> は、 <u>具体の調査内容</u> を明記すること（「 <u>津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査（耐震調査等）等</u> 」等）。
3	実施内容等欄には、整備内容や、海岸保全基本計画に定める施設整備の見直しに向けた検討内容を簡潔に記載すること。
4	総事業費欄には、海岸 <u>ごと</u> の小計も記載すること。
5	備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。
6	合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用（耐震調査等 <u>ソフト対策経費</u> ）の割合を記載すること。

現行	
備考) 1	事業を実施する海岸は、全て記載すること。 なお、本表に記載された海岸は別記様式 <u>第9号</u> により海岸 <u>毎</u> の事業計画書を作成すること。
2	施設名等には、実施する項目（例えば、護岸破堤防止、 <u>ハザードマップ作成支援等</u> ）を記載すること。 なお、 <u>ハザードマップ作成支援</u> は、 <u>津波・高潮の別</u> を明記すること（「 <u>津波ハザードマップ作成支援</u> 」等）。
3	実施内容等欄には、整備内容や、海岸保全基本計画に定める施設整備の見直しに向けた検討内容を簡潔に記載すること。
4	総事業費欄には、海岸 <u>毎</u> の小計も記載すること。
5	備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。
6	合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用（耐震調査等 <u>ハザードマップ作成支援経費</u> ）の割合を記載すること。

別記様式 第7-1号

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名	
沿岸名	事業施行場所 郡 町 大字 地先 市 村	海岸保全区域指定 平成 年 月 日告示	財源負担割合 (%) 国 都道府県 市町村 その他
海岸の概要	※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	被災歴	海岸背後地区の津波・高潮避難支援等に係る成果目標 海岸延長※ (m) 防護人口 (人) 防護面積 (ha) その他の成果目標 ※避難時間短縮目標等を記載する。※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載） <例>想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民2,000人→3,000人
事業の概要	※ 事業の目的、整備の方法等を記述する。	計画における位置付け 地域防災計画等における当事業の位置づけ	農地の状況(注1) 防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費 千円(うち耐震調査等のソフト経費)	千円 事業費(千円) 整備予定期間 整備の必要性
連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への津波又は高潮に関するパンフレットの配布	海岸保全基本計画の変更(注2)	有 無

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

○添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準断面図、構造図等を添付)
(3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 地域防災

別記様式 第9-1号

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名	
沿岸名	事業施行場所 郡 町 大字 地先 市 村	海岸保全区域指定 平成 年 月 日告示	財源負担割合 (%) 国 都道府県 市町村 その他
海岸の概要	※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	被災歴	海岸背後地区の津波・高潮避難支援等に係る成果目標 海岸延長※ (m) 防護人口 (人) 防護面積 (ha) その他の成果目標 ※避難時間短縮目標等を記載する。※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載） <例>想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民2,000人→3,000人
事業の概要	※ 事業の目的、整備の方法等を記述する。	計画における位置付け 地域防災計画等における当事業の位置づけ	農地の状況(注1) 防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費 千円(うち耐震調査等のソフト経費)	千円 事業費(千円) 整備予定期間 整備の必要性
連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への津波又は高潮に関するパンフレットの配布	海岸保全基本計画の変更(注2)	有 無

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

○添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準断面図、構造図等を添付)
(3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 地域防災

改正後	現行
計画等の該当部分の写し 注1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。 <u>注2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。</u> <u>注3：本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第7-2号」も併せて提出すること。</u>	計画等の該当部分の写し 注1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。 （新設） <u>注2：本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第9-2号」もあわせて提出すること。</u>
別記様式 <u>第7-2号</u> （略）	別記様式 <u>第9-2号</u> （略）
別記様式 <u>第8号</u> （略）	別記様式 <u>第10号</u> （略）
別記様式 <u>第9号</u> （略）	別記様式 <u>第11号</u> （略）
別記様式 <u>第10号</u>	

令和〇〇年度 農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）年度別事業計画書

〇〇海岸

整備計画名

（金額単位：千円）

都道府県名	所管	事業名	海岸名	事業主体 (所在地)	全体計画 (RO〇～RO〇)			前年度まで実績 (RO～ROまで)		RO〇年度実施計画 (当該年度)						RO〇年度以降 (翌年度以降)		備考	
					主な工種名	数量	全体事業費	数量	全体事業費	数量	事業費	国費	推進事業費	推進国費	計事業費	計国費	数量		事業費
	本土	高瀬	〇〇海岸	〇〇県	護岸改良	〇〇m	〇〇〇			〇〇m						0	0		
	本土	侵食	〇〇海岸	〇〇市	離岸堤	〇〇m										0	0		
	本土	耐震			堤防改良	〇〇m										0	0		
	本土	津波・高瀬			陸間等	〇〇基										0	0		
	本土計						0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		
	離島															0	0		
	離島															0	0		
	離島															0	0		
	離島															0	0		
	離島計						0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		
	都道府県計						0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		

1. 整備計画名は、別途作成の農山漁村地域整備計画名を記入する。
2. 記入順序は所管別（本土、北海道、離島、沖縄、奄美）、事業別（高瀬、侵食、耐震、津波・高瀬、環境）の順に記入する。
3. 備考欄に、「RO〇新規」、「RO〇完成」、「RO〇完成予定」を記入する。（該当する場合記入）。
4. 所管別に小計をとる。
5. RO〇年度実施計画欄の推進事業費、推進国費については、市町村等推進事業（漁港区域に係るものに限る。）の金額を記入する。
6. 上段右上の〇〇海岸には、「農地」「漁港」を記入することとし、別業とする。

改 正 後

現 行

別記様式 第12号

平成〇〇年度 農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）年度別事業計画書

〇〇海岸

整備計画名

(金額単位：千円)

都道府県名	所管	事業名	海岸名	事業主体 (所在地)	全体計画 (H〇〇～H〇〇)			前年度まで実績 (H〇～H〇まで)		H〇〇年度実施計画 (当該年度)						H〇〇年度以降 (翌年度以降)		備考
					主な工種名	数量	全体事業費	数量	全体事業費	数量	事業費	国費	推進事業費	推進国費	計事業費	計国費	数量	
	本土	高瀬	〇〇海岸	〇〇県	護岸改良	〇〇m	〇〇〇			〇〇m						0	0	
	本土	保食	〇〇海岸	〇〇市	離岸堤	〇〇m										0	0	
	本土	耐震			堤防改良	〇〇m										0	0	
	本土	老朽化			陸間等	〇〇基										0	0	
	本土	津波・高瀬 (削る。)														0	0	
	本土計						0		0		0	0	0	0	0	0	0	0
	離島															0	0	
	離島															0	0	
	離島															0	0	
	離島															0	0	
	離島計						0		0		0	0	0	0	0	0	0	0
	都道府県計						0		0		0	0	0	0	0	0	0	0

1. 整備計画名は、別途作成の農山漁村地域整備計画名を記入する。
2. 記入順序は所管別（本土、北海道、離島、沖縄、奄美）、事業別（高瀬、保食、耐震、老朽化、津波・高瀬、環境）の順に記入する。
3. 備考欄に、「H〇〇新規」、「H〇〇完成」、「H〇〇完成予定」を記入する。（該当する場合記入）。
4. 所管別に小計をとる。
5. H〇〇年度実施計画欄の推進事業費、推進国費については、市町村等推進事業（漁港区域に係るものに限る。）の金額を記入する。
6. 上段右上の〇〇海岸には、「農地」「漁港」を記入することとし、別業とする。

別記様式 第11号

海岸保全施設整備事業 年度別事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

別記様式 第13号

海岸保全施設整備事業 年度別事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

改 正 後	現 行																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">印 内</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取 組</td> <td style="text-align: center;">企 社</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center; padding: 2px;">その他参考となる事項</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"> <u>※印：海岸延長とは、当該事業により老朽化対策が実施された海岸線延長とする。</u> <u>○添付資料：(1)所在地及び位置図 (2)計画平面図(横断断面図、横断面図等を添付) (3)写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)</u> <u>(4)海岸保全基本計画等の該当部分の写し (5)所管変更に係る事前処理事項の検証書の写し</u> </p>	印 内						取 組	企 社					その他参考となる事項					
印 内																			
取 組	企 社																		
その他参考となる事項																			
(削る。)	<p style="margin-top: 0;"><u>別記様式第 15 号</u></p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;"><u>海岸堤防等老朽化対策 海岸保全区域適正化計画書</u></p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">番 号 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;"><u>〇〇〇 殿</u></p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;"><u>〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇</u> <u>又は〇〇県(都道府)〇〇市(町村)長〇〇〇〇</u></p> <p style="margin-top: 10px;"><u>〇〇海岸において、海岸保全施設整備事業(海岸堤防等老朽化対策)を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11(海岸保全施設整備事業に係る運用)第 3 の 5 の実施に当たっての留意事項に基づき別紙海岸保全区域適正化計画書(別記様式第 14 号)を提出します。</u></p>																		

改 正 後	現 行
<p><u>別紙 12-1 (盛土による災害防止のための調査事業に係る運用)</u></p> <p><u>第1 趣旨</u> <u>実施要綱第2の1の(2)の①のオの(ア)に掲げる盛土による災害防止のための調査事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。</u></p> <p><u>第2 事業内容</u> <u>盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のために必要な調査を行う事業に対して、国が助成を行うものとする。</u></p> <p><u>第3 事業実施主体</u> <u>本事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。</u></p> <p><u>第4 交付要件</u> <u>盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のために必要な調査を行うものであって、関係機関及び関係部局間において十分調整が図られているものであること。</u></p> <p><u>第5 事業の実施</u> <u>本事業の実施に当たっては、別記様式第1号の盛土による災害防止のための調査事業計画書を作成し、農林水産省農村振興局長及び林野庁長官に提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあつては、当該市町村の存する都道府県を通じて提出するものとする。</u></p> <p><u>第6 事業計画の変更</u> <u>事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第2号を第5に準じて報告するものとする。</u></p> <p><u>1 対象市町村又は対象箇所の変更</u> <u>2 事業内容の変更</u></p> <p><u>第7 事業の完了報告等</u> <u>事業実施主体は、第2が完了した場合は、別記様式第3号を第5に準じて報告するものとする。</u></p> <p><u>第8 助成</u> <u>国は、本事業に関連して必要となる費用につき、別表に定めるところにより、予算</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	現 行																								
<p><u>の範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。</u></p> <p>別紙12-1別表(第8関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">費目</th> <th style="width:10%;">工種</th> <th style="width:80%;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土による災害防止のための調査事業</td> <td>調査費</td> <td>盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等に関する調査に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>	費目	工種	事業内容	盛土による災害防止のための調査事業	調査費	盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等に関する調査に要する費用																			
費目	工種	事業内容																							
盛土による災害防止のための調査事業	調査費	盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等に関する調査に要する費用																							
<p>別紙12-1別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;"><u>年度</u> <u>盛土による災害防止のための調査事業計画書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 殿 林野庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>○<u>年度盛土による災害防止のための調査事業計画書を作成したので提出する。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事業実施主体</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対象市町村 及び対象箇所</td> <td style="width:15%;">市町村名</td> <td>箇所名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業工期</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>概算総事業費</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	都道府県			事業実施主体			対象市町村 及び対象箇所	市町村名	箇所名							事業工期			概算総事業費			事業内容			<p>(新設)</p>
都道府県																									
事業実施主体																									
対象市町村 及び対象箇所	市町村名	箇所名																							
事業工期																									
概算総事業費																									
事業内容																									

改 正 後	現 行				
<table border="1" data-bbox="129 188 1084 256"> <tr> <td data-bbox="129 188 383 220">事業の実施体制</td> <td data-bbox="383 188 1084 220"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 220 383 256">その他必要な事項</td> <td data-bbox="383 220 1084 256"></td> </tr> </table> <p data-bbox="129 261 271 293">【作成要領】</p> <ul data-bbox="129 298 1104 424" style="list-style-type: none"> ・ 「対象市町村及び対象箇所」については適宜行を追加すること。 ・ 「事業の実施体制」には、本事業の実施に当たり整備している（予定を含む）、農林業担当部局、土砂災害担当部局その他関係する部局からなる実施体制の概要について記載することとし、必要に応じて体制図等を添付する。 <p data-bbox="129 464 271 496">【添付資料】</p> <ul data-bbox="129 501 1077 533" style="list-style-type: none"> ・ 対象箇所位置図（原則として市町村ごとに図面に対象箇所をプロットして作成） 	事業の実施体制		その他必要な事項		
事業の実施体制					
その他必要な事項					
<p data-bbox="129 569 439 601">別紙 12-1 別記様式第 2 号</p> <p data-bbox="472 639 757 671">事業計画変更手続報告書</p> <p data-bbox="936 707 1077 767">番 号 年 月 日</p> <p data-bbox="159 772 562 833">農林水産省農村振興局長 殿 林野庁長官 殿</p> <p data-bbox="913 871 1077 903">都道府県知事</p> <p data-bbox="136 938 226 970">(注 1)</p> <p data-bbox="147 970 1003 1002">盛土による災害防止のための調査事業計画書の変更を行ったので報告する。</p> <p data-bbox="136 1038 226 1070">(注 2)</p> <p data-bbox="129 1070 1104 1134">盛土による災害防止のための調査事業計画書の変更について、〇〇〇長より提出があったので、報告する。</p> <p data-bbox="595 1171 629 1203">記</p> <p data-bbox="129 1203 432 1235">1 対象市町村、対象箇所</p> <p data-bbox="129 1272 405 1303">2 事業計画書（変更）</p> <p data-bbox="129 1335 1104 1390">※ 別紙 12-1 別記様式第 1 号の記載内容から変更があった項目については、上段（ ）書きで変更前の記載内容を記載する。</p>	(新設)				
別紙 12-1 別記様式第 3 号	(新設)				

改 正 後

現 行

年度 盛土による災害防止のための調査結果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
林野庁長官 殿

都道府県知事

○年度盛土による災害防止のための調査事業を完了したので下記のとおり報告する。

記

<u>都 道 府 県</u>	
<u>事業実施主体</u>	
<u>対 象 市 町 村 及び対象箇所</u>	<u>市町村名</u> <u>箇所名</u>
<u>事業工期</u>	
<u>総事業費</u>	
<u>事業内容</u>	
<u>事業の実施体制</u>	
<u>その他必要な事項</u>	

【作成要領】

- ・ 「事業の実施体制」には、本事業の実施に当たり整備している、農林業担当部局、土砂災害担当部局その他関係する部局からなる実施体制の概要について記載することとし、必要に応じて体制図等を添付する。

改 正 後	現 行
<p><u>【添付資料】</u></p> <ul style="list-style-type: none">• <u>対象箇所位置図（原則として市町村ごとに図面に対象箇所をプロットして作成）</u>• <u>調査結果の概要（対象箇所ごとに調査結果を一覧表にして作成）</u>	

改 正 後	現 行
<p><u>別紙12-2</u>（盛土緊急対策事業に係る運用）</p> <p>第1 趣旨 実施要綱 <u>第2の1の(2)の①のオのイ</u>に掲げる盛土緊急対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。</p> <p>第2 事業内容 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 盛土撤去事業</u> <u>総点検又は総点検を踏まえて実施した安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うものとする。</u></p> <p><u>3 盛土崩落対策事業</u> <u>総点検又は総点検を踏まえて実施した安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うものとする。（盛土撤去事業を除く。）</u></p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 交付要件 （略）</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>3 事業実施主体は、第2の2又は3の事業の実施に当たっては、関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。</u></p> <p><u>4 事業実施期間については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第2の1の事業については、令和6年度までに着手したものに限る。</u></p> <p><u>(2) 第2の2又は3の事業については、令和7年度までに対策工事に着手したものに限る。</u></p> <p>第5 事業の実施 <u>第2の1の事業の実施に当たっては別記様式第1号、第2の2又は3の事業の実施に当たっては別記様式第4号</u>により盛土緊急対策事業計画書を作成し、当該計画に係る盛土が、主として農業振興地域に存する場合にあっては農林水産省農村振興局長、主として森林地域に存する場合にあっては林野庁長官に提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあっては、当該市町村の存する都道府県を通じて提出するものとする。</p>	<p><u>別紙12</u>（盛土緊急対策事業に係る運用）</p> <p>第1 趣旨 実施要綱 <u>第2の1の(2)の①のオ</u>に掲げる盛土緊急対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。</p> <p>第2 事業内容 （略）</p> <p>1 （略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 交付要件 （略）</p> <p>1・2 （略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第5 事業の実施 <u>本事業の実施に当たっては、別記様式第1号により盛土緊急対策事業計画書を作成し、当該計画に係る盛土が、主として農業振興地域に存する場合にあっては農林水産省農村振興局長、主として森林地域に存する場合にあっては林野庁長官に提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあっては、当該市町村の存する都道府県を通じて提出するものとする。</u></p>

改 正 後	現 行						
<p>第6 事業計画の変更 事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第2号を <u>第5の1</u> に準じて報告するものとする。 1・2 (略)</p> <p>第7 <u>事業の完了報告等</u> 事業実施主体は、<u>第2の1の事業が完了した場合は別記様式第3号を、第2の2又は3の事業が完了した場合は別記様式第5号を、第5の1に準じて、事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに</u> 報告するものとする。</p> <p>第8 助成 (略) 1 安全性把握調査 <u>別紙12-2別表1に掲げる経費</u> 2 <u>盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業</u> <u>別紙12-2別表2に掲げる経費</u></p> <p>第9 <u>費用徴収状況の報告</u> 1 <u>第2の2又は3の事業の実施に要した費用について、事業実施主体は別記様式第6号により、その年度の盛土造成行為者等からの費用徴収状況を第5の1に準じて翌年度の4月10日までに報告するものとする。</u></p> <p>別紙12-2別表1 <u>(第8の1関係)</u> (略)</p> <p>別紙12-2別表2 <u>(第8の2関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費目</th> <th style="text-align: center;">工種</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業</td> <td style="text-align: center;">工事費</td> <td> <u>工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。</u> <u>ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	費目	工種	事業内容	盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業	工事費	<u>工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。</u> <u>ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。</u>	<p>第6 事業計画の変更 事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第2号を <u>第5</u> に準じて報告するものとする。 1・2 (略)</p> <p>第7 <u>達成状況の報告</u> 事業実施主体は、別記様式第3号を <u>第5</u> に準じて報告するものとする。</p> <p>第8 助成 (略) 1 安全性把握調査 <u>別紙12別表1に掲げる経費</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別紙12別表1 <u>(第8関係)</u> (略)</p> <p>(新設)</p>
費目	工種	事業内容					
盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業	工事費	<u>工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。</u> <u>ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。</u>					

改 正 後		現 行														
<p><u>用地費及補償費</u></p> <p><u>測量設計費</u></p> <p><u>船舶及機械器具費</u></p>	<p><u>工事の施行に必要な補償に要する費用</u></p> <p><u>工事の施行に必要な器具等の購入に要する費用</u></p> <p><u>工事の施行に必要な船舶機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用</u></p>															
<p><u>別紙 12-2 別記様式第 1 号</u></p> <p><u>盛土緊急対策事業（安全性把握調査）事業計画書</u></p> <p>以下略</p>	<p><u>別紙 12 別記様式 1 号</u></p> <p><u>盛土緊急対策事業事業計画書</u></p> <p>以下略</p>															
<p><u>別紙 12-2 別記様式第 2 号</u></p> <p>事業計画変更手続報告書</p> <p>(略)</p> <p>※ <u>別紙 12-2 別記様式第 1 号</u>又は<u>別紙 12-2 別記様式第 4 号</u>の記載内容から変更があった項目については、上段（ ）書きで変更前の記載内容を記載する。</p>	<p><u>別紙 12 別記様式 2 号</u></p> <p>事業計画変更手続報告書</p> <p>(略)</p> <p>※ <u>別紙 12 別記様式 1 号</u>の記載内容から変更があった項目については、上段（ ）書きで変更前の記載内容を記載する。</p>															
<p><u>別紙 12-2 別記様式第 3 号</u> (略)</p>	<p><u>別紙 12 別記様式 3 号</u> (略)</p>															
<p><u>別紙 12-2 別記様式第 4 号</u></p> <p><u>盛土緊急対策事業（盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業）事業計画書</u></p> <p>1 対象盛土の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>地区名</td> <td>事業工期</td> </tr> <tr> <td>事業実施主体</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算総事業費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総点検盛土番号</td> <td>所在地（地目）</td> <td></td> </tr> </table>	都道府県	地区名	事業工期	事業実施主体			概算総事業費			事業内容			総点検盛土番号	所在地（地目）		<p>(新設)</p>
都道府県	地区名	事業工期														
事業実施主体																
概算総事業費																
事業内容																
総点検盛土番号	所在地（地目）															

改 正 後		現 行	
地域指定			
許可条件等			
盛土造成行為者			
土地所有者			
2 要件確認			
項目	記載内容		
行政指導の経緯			
行政処分の経緯			
行政執行の法定要件	法定要件	*根拠条項を併せて記載すること。	
	①改善命令等の内容（履行期限を含む。）及び違反・未履行の状況		
	②保管事業者等の不明又は不存在		
	③緊急の必要性がある場合の状況		
対策費用の徴収予定			
別紙 12-2 別記様式第 5 号		(新設)	
完了報告書			
1 対象盛土の概要			
都道府県	地区名	事業工期	
事業実施主体			
総事業費			
事業内容			
総点検盛土番号	所在地（地目）		
地域指定			
許可条件等			
盛土造成行為者			
土地所有者			
2 その他特記事項			
別紙 12-2 別記様式第 6 号		(新設)	
費用徴収状況報告書			
1 対象盛土の概要			

改 正 後				現 行	
都道府県	地区名	事業工期			
事業実施主体					
総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号	所在地（地目）				
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					
2 求償（徴収）期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日					
3 事業費及び求償額					
総事業費 合計 (A)	交付対象 経費 (B)	内訳 交付額 (C)	求償額 (A')	徴収済み額 (累計) (D)	
円	円	円	円	円	

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。